

【標準型と簡易型】 から 【損益型と収支型】 へ

2009年6月5日 中小企業診断士 福井幸洋 (N-Books開発者)

N-BooksはNPO法人向けの会計システムでNPO法人・APIJAPANから提供されています。
本文中の「手引き」は、内閣府「特定非営利法人の会計の手引き」をさしています。

「NPO会計基準」の検討において二つの型（標準型と簡易型）を認めようという議論があります。正確には標準型のほかに簡易型も認めよう、というべきかもしれません。この分類は会計基準の検討を迷路に入れてしまうのではいか、と心配しています（注）。

日本語の解釈からすると「標準」には異端、例外が対応しますので、簡易型は格下の会計であって推奨されないというニュアンスが付きまといまいます。ところが簡易型が必要だとされる論拠は、約60%（つまり大部分）のNPO法人の会計実態は現金収支が大半であり単式簿記と棚卸式貸借対照表の作成がふさわしいから、とされているのです。それを積極的に認めるのだとすると、むしろ単式簿記+棚卸式貸借対照表をNPO法人の「標準型」とすべきだという論理も成立してしまいます。どうも標準型と簡易型の分類はよくない。

冷静に考えると問題は、NPO法人の活動を会計的に表現するにふさわしい計算法は何かということのはずです。**収支型**つまり（資金）収支計算書は、**資金の増減**に照らしてそれを表現します。**損益型**つまり純資産増減計算書（一般には損益計算書、正味財産増減計算書、活動計算書etc）は、**純資産の増減**に照らして表現します。フローの計算書としては、この二つしかありません。どちらを選ぶべきか。どちらにも利点と欠点があります。収支の尺度では捕らえられない取引がある（減価償却）が、損益の尺度では表現できない取引（固定資産購入）もある。両方を並立させようとするとう經理の負担が大きい（注）。とするなら、どちらにも存在理由があるわけで、これを素直に認めるべきではないでしょうか。

損益型の利点

- ①資金増減のない取引を表現できる（減価償却費、棚卸増減）。
- ②貸借対照表と連携しやすい。
- ③他の会計基準（企業会計、公益法人会計etc）と同じ。
- ④簿記経験者（とくに企業会計）に馴染みがよい。
- ⑤税務申告に馴染みがよい。
- ⑥会計専門家（税理士、公認会計士）が受け入れやすい。

損益型の欠点

- ①純資産増減のない重要な取引を表現できない（固定資産購入支出、借入金収入・返済支出）
- ②現預金収支に注目する一般人にはわかりにくい。
- ③公会計（お役所会計）と馴染みが悪い。

キャッシュフロー計算書は損益型の欠点①純資産増減のない取引を表現しますが、それを要求すると敷居が一挙に高くなります。

収支型の利点と欠点は損益型の逆転になります。収支型の利点としては、現行NPO法は「収支計算書」を要求しており、NPO法人は「収支計算書」に十分馴れてきた、という点を追加すべきです。継続性からして現状維持を望む法人も多いと予想されます（注）。

こう考えると損益型が標準（格上）で収支型は異端・例外（格下）というような格付けは正しくない、という結論になります。**問題はどちらが自分に相応しい手法であるか、法人が自主**

的に選択できることではないでしょうか。さらに、既存の会計基準の定義にこだわることなく、法人にとって選択しやすいようなアレンジもなされてしかるべきです。（注）

もう一つ考慮すべき点は、NPO法人においては資金の増減と純資産の増減が一体であるような取引のウェイトが非常に高い点です。これは「資金の範囲」と関係しますが、NPO法人の作成する収支計算書は「経常収支の部」=純資産の増減 である割合が高い。純資産の増減に限定すれば、NPO法人において両者は同質的です。つまりにどちらを採用しようと比較は可能だということを示唆します（注）。それを前提として要望を申し上げます。

【損益型計算書のアレンジ】

損益型計算書には、本体部分（純資産増減計算の部）の後に（その他収支の部）を設け、純資産増減のない重要な資金収支を表現してよいこととします。もちろん、（その他収支の部）が不要と法人が判断するなら省略してよい。（その他収支の部）は損益型の弱点を補うことができます。

端的に言えば、（自動車購入のための）補助金100万円は受取補助金100万円として収益に計上されるが自動車購入100万円は費用ではなく貸借対照表の固定資産に計上され純資産を100万円増加させる。法人がこれを不都合だと思えば（その他収支の部）で自動車購入支出100万円を示すことができます。同様に（事務所賃貸のための）寄付金50万円は受取寄付金50万円として収益に計上されるが事務所敷金としての支出50万円は固定資産の敷金に振り替るだけで純資産を50万円増加させる。法人は寄付金を溜め込んだように見えるが、（その他収支の部）で敷金支出50万円を示すことができる等々。

なお、（その他収支の部）ではなく（資金収支の部）とすることもできる（注）が、損益型計算書を選択する以上、法人の活動は純資産の増減に照らして表現されたわけであり資金収支差額に着目する必要はないでしょう。ただ以前の計算書との継続もあるので資金収支の全体計算をしてならない、という論拠はないでしょう。

【収支型計算書への注文事項】

1. 「収支計算書」は純資産増減のある収支と純資産増減のない収支に区分します（注）。現行の収支計算書はほぼそうなっています（経常収支の部とその他収支の部）。経常収支の部のネーミングはともかく、そのように定義します。こうすると損益型計算書との比較が容易になります。また、法人が減価償却費などを計上したい場合は損益型計算書へ移行するよう推奨します。

ただ推奨であって強制はしません。現行の収支計算書（資金収支の部+正味財産増減計算の部）の構造を維持して（正味財産増減計算の部）で減価償却額を表現してもかまわないこととします。要するに**基本精神**は、現行の収支計算書しか選択肢がないという状態から**選択の幅を広げる**ということとします（注）。

2. 資金の範囲

キャッシュまたは社会福祉法人会計同等（棚卸資産と引当金を除く流動資産および流動負債）を推奨するとします。収支計算書に明記を要求します。資金の範囲としてはキャッシュが一番狭く、社会福祉法人会計が現存する会計基準のなかでは一番広いと思われます。どちらも貸借対照表との比較が容易で中間の場合はそれが困難です。ただしこれも強制すべきではない。私の知る計算書を見渡すと事実上二つに収斂しています。しかし法人が自ら決めた資金の範囲を厳守し、資金残高と次期繰越収支差額の一致を守っているとしたら、それは大切にすべきでしょう。

3. 法人の選択により貸借対照表との連携計算（正味財産増減計算の部）を追加してよいとします。もちろん強制はされないが、棚卸的に貸借対照表が作成された場合は、貸借対照表に「棚卸法による」と明記させるべきです。

純資産期末残高を貸借対照表と一致させる計算法は法人に任される。1取引2仕訳もその一つであってよいし、その計算を仕訳外で行なってもよいが、貸借対照表との連携を追求する法人は複式簿記を行なうでしょうし、誘導法で貸借対照表を作成するには1取引2仕訳が必要になろうと推測されます。

なお（正味財産増減計算の部）の様式は問わないこととします。現行のストック式でもよいが、それに代わる合理的な計算があればそれでもかまわない（注）。

総括

(A) 60%を占めるといわれる小規模法人は3～4分されます。

- ①【収支型計算書】を選択できます。資金の範囲は多分キャッシュであり（純資産増減計算の部）はないでしょう。つまり貸借対照表には「棚卸法による」と明記されるでしょう（注）。
- ②（その他収支の部）のない【損益型計算書】を選択できます。企業会計ソフトで経理している法人はこの道を選択するでしょう。結構いるはずです。
- ③（その他収支の部）つきの【損益型計算書】を選択するかもしれません。小規模法人といえども（その他収支）は付き物だからです。
- ④（純資産増減計算の部）つきの【収支型計算書】つまり手引き経理を採用する可能性もあります。（純資産増減計算の部）が簡略化されると1取引2仕訳も楽になるからです。

(B) 現行の「手引き」に準拠した経理を行ってきた法人は3つに分かれます。

①（その他収支の部）のない【損益型計算書】を選択します。法人規模は大～小ありえます。収支計算書の内実がもともと損益型計算書であった法人は、この方向に進むでしょう。

（**その他収支の部**）に**価値を認める法人**は二つの選択肢があります。

②（その他収支の部）つきの【**損益型計算書**】

③（純資産増減計算の部）つきの【**収支型計算書**】・・手引き経理の継続を意味します。

（純資産増減計算の部）には二つの役割がありました。

第一は純資産増減計算を通じて収支計算書を貸借対照表と連携させる役割（基本的役割）

第二は資金増減のない純資産増減（減価償却費）を表現する役割

第二の要素のない法人は結構多いというのが実態です。そういう法人には②への移行という選択肢が増えます。ただし、収支計算書への郷愁が高く利害関係者への説明という手間が増えることを嫌って③のまま留まることも予想されます。第二の要素のある法人にも②への移行という有力な選択肢が増えます。③で留まる（手引き経理の継続）法人には（純資産増減計算の部）の合理化という改革案（ストック式からの決別）が福音になると期待されます。

注1 複数の問題が絡み合うと「迷路」に入ります。単式簿記を積極的に容認してよいのか、収支計算書を否定してよいのか、会計基準は複数あってよいのかといった問題が絡み合います。損益型と収支型の選択性を、というのが本論のポイントです。これは会計基準複数論につながりますので、標準型と簡易型の選択制を、という提案と共通します（「標準型と簡易型」論は結局選択制に落ち着くほかないでしょう）。選択制はNPOの「多様性」にマッチしているのです。しかし残念なことに現実の標準型・簡易型選択論は手引き経理の排除論であり、NPOの「多様性」を考慮するものではありません。

- 注2 公益法人会計基準（平成16年版）は収支計算書を主計算書から管理資料の地位に格下げしたが残存させました。その結果、正味財産増減計算書と収支計算書の事実上の「並立」になり、財務仕訳と収支仕訳の二重の経理が必要になりました。同基準（平成20年版）は収支計算書には何も触れておらず損益型に落ち着きました。この経緯はNPO会計を考えるうえで参考になります。収支型の現状から一足飛びに損益型に飛躍するのは現実的でしょうか。損益型の必要性を真剣に考えるのならNPOに相応しい中間ステップを編み出すべきです。本論をそのように位置付けることも可能です。
- 注3 手引き「収支計算書」の内実は資金収支＋純資産増減計算です。NPOの収支計算書は柔軟な解釈が可能であるという重要な前例を残してくれましたから、これを生かすべきです。資金収支計算を付加した損益型計算書を収支計算書と呼んでもいっこうにさしつかえないでしょう。
- 注4 「会計基準」の既成概念にこだわるべきではありません。選択制とするなら「手引き」もしくは「指針」を作ると思えばよいのです。たとえば「会計基準」の既成概念からすると、固定資産購入支出などは注記、備考で書けばよいということになるでしょう。それでよいかどうかは法人が判断すればよいのです。今までどおりメインのフロー計算書で表現したいというニーズを否定すべきではありません。「会計基準」の概念に反する・・・などと言いだすと議論は前進しません。
- 注5 会計の比較はできるにこしたことはないが、大上段に振りかざすべきではありません。介護系NPOと学術系NPOを比較して何が得られるでしょうか。営利企業では詳細な産業分類があるからこそ会計指標の比較が生きるのです。会計の比較の前に、NPOの業態分類を行なうべきです。そうすれば同じ分類のNPOの会計指標には関心が高まるだろうし積極的な資料提供にもつながるでしょう。何よりNPOの経営診断に役立つでしょう。その議論のないまま会計の比較論が一人歩きしているようです。
- 注6 純資産増減計算書に資金収支の部を追加します。当期純資産増減額を資金収入として受け入れ、資金増減のない純資産増減（減価償却費など）を資金収入として補正し、その他収支（純資産増減のない資金増減）を追加する。これで資金収支差額を計算できる。1取引2仕訳に近い手法でも可能だが計算法は問われない。
- 注7 「経常収支の部」を「純資産増減収支の部」と呼べば意味は明確です。「その他収支」＝「純資産増減のない収支」になります（これが調整計算式の支えです）。資金収支の区分問題は、純資産増減計算をどこまで簡略化するかという問題と関連します。徹底的に簡略化するとストック式は調整計算式に転化しますがストック式の大枠は残して簡略化する考えも有力でしょう。その場合は資金収支を区分する必要はなくなります。なお純資産増減計算を簡略化すればするほど1取引2仕訳は簡単になりわかり易くなります。
- 注8 再論・・・「会計基準は一つ」という主張は10年前の「手引き」の誤りを繰返す危険があります。現に存在する合理性のある会計処理を容認しなかったからです。問題なのは合理性と存在理由でしょう。損益型と収支型の選択制が自然な着地点だといえます。そして一定期間後もう一度見直せばよいのではないのでしょうか。
- 注9 貸借対照表に「棚卸法による」と明記され（純資産増減計算の部）のない収支計算書を作成する法人は単式簿記だということになりますから積極的な会計指導が望まれます。統計的にも法人数を把握すべきです。